

日本におけるシュタイン研究

——関係文献の整理と学説受容・研究動向の概観——

広島大学 上 原 貞 雄

I. まえがき

従来、日本では一般的傾向として社会科学はマルクスに発するとされ、これに対立するシュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890) は、社会思想史上に適切な位置を与えられてこなかった。確かに明治期、特に憲法制定までの時期には、伊藤博文を初めとする少なからぬ政治的指導者たちの間で、シュタインへの熱烈な傾倒がみられたが、しかしそこでは、実際にすぐ役だつ、かれの思想の官房学的な側面のみを受容がなされるにとどまり、学問的立場での全面的かつ本格的な取りくみはなされなかった。大正期にはいって、多分に反共・反マルクス主義的立場でシュタイン学説を評価するか、ないしはその学説の現代的意義を認めない傾向があった。これに対して、ここ30年ほどの間に、ドイツにおけると同様、日本においても、シュタイン研究への関心が漸く高まりを見せてきたようである。思うに、シュタイン学説が現代の教育行政学の源流に位置するとともに、近年行政学の分野で見なおされつつあるように、それが現代の福祉的行政国家論を予兆するものをもっていたとすれば、その研究の意義は大きいといえよう。しかも、日本におけるこれまでのシュタイン学説の受容と研究——制度的 (憲法制定などの実際の) および学問的の両側面への影響を含めて——が何らかの意味で独特なものであったとすれば、それを明らかにしておくことは、今後シュタイン研究に本格的に取りくむうえで、貴重な示唆をもたらすであろう。

ところで、これまでに教育学の立場から、日本におけるシュタイン研究を回顧したものとしては、皇至道『シュタイン』(長田新監修『西洋教育史』所収、牧書店、1957年。)の「付録」(同書、119-152ページ)に収められたものがあるだけである。それには、第一「日本のシュタイン研究」、第二「ローレンツ・フォン・シュタイン (1815-1890) 年譜」、そして第三「ローレンツ・フォン・シュタインに関する研究文献」が含まれている。本稿では、これを手がかりとして、明治以降今日までのシュタイン関係文献の目録を、いくぶん、教育行政関係のものに注目しながら作成し、かつその全体的概観を行うなかで、シュタイン学説に対するこれまでの受容と研究の動向の特質をさぐるよう心がけた。具体的には、これらのうちで、関係文献目録の作成に際しては、1. シュタインの著作などの翻訳、2. シュタイン学説に関する主要研究文献、3. シュタインのわが国教育法・教育行政に及ぼした影響に関する主要研究文献、といった諸項目に分類整理し、必要に応じて注釈を添え、最後に参照のための便宜として、シュタイン自身の著作目録〈付〉を加えた。

なお、シュタインの特に教育行政学説に焦点をあてた主要研究文献の個別的検討および全体的概観、そしてシュタインのわが国教育法・教育行政に及ぼした影響に関する若干研究文献を含めての詳細な検討については、機会を改めて、これを行いたいと考えている。

II. シュタイン関係文献目録

1 シュタインの著作などの翻訳

(教育行政への言及を含むものには下線を施し、かつ若干の解説を加えた。なお、以下では、明治・大正年代のもののみ括弧内に元号を添記することとした。)

A 著作の翻訳

- (1) 荒川邦蔵訳『国理論』独逸学協会、1882(明治15)年。Handbuch der Verwaltungslehre, 2 Aufl., 1876(後掲目録〈付〉の(11))の抄訳とみられる。
- (2) 木下周一・山脇玄訳『兵制学』独逸学協会、1883(明治16)年。
- (3) 文部省訳『行政学教育編』文部省編輯局、1884(明治17)年。Handbuch der Verwaltungslehre, 1870(後掲目録〈付〉の(10))の教育関係部分の摘訳である。その主要目次をあげれば、「教育並ニ教政ノ旨義」、「教政史ノ年記」、「英仏独三國教政ノ特性」であり、最後のものについては、それぞれに「小学校教政の次序」、「職務教政」、「一般教育」のことが述べられている。なお、本訳書の「緒言」として、「本局曾テ之ヲ抄訳シ以テ学務ノ参考ニ資セシガ」とあるのは興味深い。
- (4) 久松定弘訳『警察論』上・下編、博文社、1887(明治20)年。Verwaltungslehre, 1867(後掲目録〈付〉の(8)Teil 4)の訳とみられる。
- (5) 渡辺廉吉訳『行政学』上・中・下巻、元老院蔵、1887(明治20)年。Handbuch der Verwaltungslehre, 2 Aufl., 1876(後掲目録〈付〉の(11))の全訳である。部分的ながら、その主要目次(必ずしも原書とおりはない。)のうち、教育行政に関する部分をあげれば、上巻第1編では、第5章「行政及精神上ノ生活(教育ノ制)」、第6章「庶民教育ノ制」、第7章「職務教育ノ制」、そして第8章「一般教育ノ制」となっており、従って教育行政・教育制度全般にわたってかなり詳細な論述がなされている。本訳書の緒言には、「スタイン先生小伝」がつけられている。なお、本訳書が元老院刊行であること、そして訳者の渡辺廉吉がほぼ同じころ伊藤博文の憲法起草事業に参画したことを思えば、なんらかの意味を感じないわけではないが、しかし実際の憲法制定過程における本書の役割はまったくわからない。
- (6) 「日本帝国及ヒ其法制ノ沿革」『国家学会雑誌』1巻6・7号所収、1887(明治20)年。編者のまえがきには、この一篇は「スタイン氏の述作に係り其全篇の要旨は日本帝国の発達沿革の欧州諸国に於けると全く同一轍に出でたることを証明するに在りて非常殊奇の趣味あるものにあらずと雖ども而も以て氏が日本の事情を探究するに熱心なるを窺知するに足るべきものにして固より吾人の為めに裨益なしとせず故に茲に之を譯出して同好の士に頒つと為したり」とある。ここでは、欧州諸国と日本の歴史を比較検討してうえで、宗族制・封建制・国民制の三期を共通にもつ点において同質性のあることを指摘して、「日本カ欧州ヲ師トシテ百般ノ事ヲ

学フコト」の妥当性を認める一方、異質なものとして「日本帝室政府ノ事」、「日本宗教ノ事」、「日本婦人ノ事」、「民心ニ心染シタル法律ノ闕乏」、「日本ノ国語及文書」をあげているが、シュタイン独特の史観にもとづく日本観がうかがわれて興味深いものがある。

- (7) 神戸正雄訳『財政学序説』有斐閣、1937年。Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 5 Aufl., 1886 (後掲目録〈付〉の(7)の増補改訂版。)の序説の訳である。
- (8) 猪木正道訳『社会の概念と運動法則』みすず書房、1949年。Die Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, 3 Bde., 1850 (後掲目録〈付〉の(3))の「緒論」Der Begreiff der Gesellschaft und die Gesetze ihrer Bewegungの訳である。
- (9) 五十嵐豊作訳『社会の概念と運動法則』『政治思想古典叢書』所収、実業日本社、1949年。

B 講述内容の翻訳

- (10) 河島醇訳『憲法及行政法要義』集成社、1889 (明治22) 年。伊藤博文に講義したものか、あるいはそれ以前に河島自身が聴講したものかはわからないが、そのドイツ語によるシュタインの講義内容を河島が英文で編集したのを、さらに古川新六が重訳したものである。本書には、「スタイン氏憲法草按」が付せられているが、そこには学芸・教育の自由や教育法規の法律主義の規定が含まれていて、注目される。なお、吉野作造編集代表『明治文化全集』7巻(政治編)所収の「政治文献年表」には、古川新六訳『憲法及行政法要義』(同年)が本訳書と並べあげられているが、それは本訳書と別ものとは考えられない。
 - (11) 有賀長雄訳『須多因氏講義筆記』宮内省原版、1889 (明治22) 年。元老院議官海江田信義へのシュタインの講義・問答内容を訳したものである。ここでは、特に教育に関しては、第11回講義において「歴史上ノ教育ヲ盛ニセラレンコト」(本書、225ページ)、第12回講義において「人ヲシテ順從ヲ知ラシメル所以ノ教育ノ最モ緊要ナル」こと(本書、243ページ)を説き、そして第28回講義において「一身ノ心意上ノ発達」をはかるために「内務ノ一部」として「文部省」または「教育省」を置き、「教授」と「育成」(心性の発育)を掌らせること(本書、415ページ)を重要視している。なお、「付録第二 日本ノ方向」も含まれ、そこにはシュタインの日本観が濃くうかがわれる。
 - (12) 『大博士斯丁氏講義筆記』伊藤博文が憲法調査のために訪れた際、1882 (明治15) 年8月15日から9月18日までに17回にわたりシュタインにより行われた講義内容の筆記であって、これを伊藤とともに陪席聴講した伊東己代治が筆記・翻訳したものとみられる。最後の第17編において「教育行政」、「普通教育」、「中等教育」、「高等教育ト学位」および「大学ト専門学校」などの問題をとりあげ、特に「普通教育」に対する国家の役割の重要なことや、日本の大学におけるギリシャ・ラテンの研究の必要なことを説いている。(清水伸『明治憲法制定史』原書房、1971年、上巻、441-445ページ。)
 - (13) 『純理釈話』講述者は明記されていないが、講述内容からみて、上掲1の(13)『大博士斯丁氏講義筆記』とはほぼ符号しており、訳語の共通性から同じく伊東己代治の手になる簡訳とみられる。(稲田正次『明治憲法成立史』有斐閣、1970年、上巻、594-597ページ。ここに、その簡単な要約がある。)
- (追記) そのほか、『環游日記付録博士ロレンツ・スタイン氏講義筆記』(1887 (明治20) 年2

月における小松宮彰仁親王への講義筆記)や、『スタイン、グナリスト両師講義筆記』(1885(明治18)年における侍従藤波言忠への講義筆記)もある。

C 書簡などの翻訳

- (14) 「ロレンズ・フォン・スタイン書簡」1882(明治15)年6月。福沢諭吉にあてたものであって、ウイーン大学出版の『理学歴史科剖記』一冊の寄贈に添えられたもの。ここには、日本の法律・歴史・政体へのシュタインの強い研究関心が示されている。(『福沢諭吉全集』21巻、1955年、368ページ。)
 - (15) 「スタイン氏ヨリ黒田伯ニ寄スル書簡」1889(明治22)年1月6日付。(伊藤博文編『憲法資料』秘書類纂刊行会、1980年、下巻、252-257ページ。)
 - (16) 「スタイン氏意見書」上記(15)の黒田伯へのシュタインの書簡に付されたもの。(上掲『憲法資料』下巻、258-286ページ。)
 - (17) 「スタイン博士来翰」(訳稿)、1889(明治22)年4月22日付。宛名はわからないが、伊東己代治により訳されている。この書簡では、「帝国憲法ノ美冊ヲ拜受」したことを謝し、かつ若干の評言を述べている。なお、日本でも大学において憲法学に関する分科を設置するようにすすめている。(前掲『憲法資料』下巻、287-294ページ。)
 - (18) 「憲法義解批評」日付はわからないが、1889(明治22)年秋頃と思われる。伊藤博文から送られた英訳憲法義解を読んで若干の意見をしたための書簡である。(稲田正次『明治憲法成立史』有斐閣、1970年、下巻、950-955ページ。)
 - (19) 「シュタイン氏の日本憲法に関する談話」憲法発布後、その英訳を携えて欧米憲法学者に評を求めて行脚に出た途次、訪れた金子堅太郎氏への談話である。そこでは、好意的な憲法評に添えて、憲法沿革史の編纂と学校における歴史教育の重要性が勧奨されている。(金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』日本青年館、1937年、195-197ページ。)
- (追記)『渡辺廉吉伝』(渡辺廉吉伝記刊行会、1934年)では、上記のほか、シュタインからの応答文として「政府対議會ノ憲法爭議ニ関スル答申」(明22. 1. 6)、「欧州ノ形勢」(明治22. 1. 22)「欧州ノ形勢続編」(明22. 5. 14)などがある。また、国学院大学図書館「梧陰文庫目録」(1963年)には「スタイン氏トノ談話要領」(明22. 11. 27)、「スタイン行政改革沿革調」、「スタイン述日本帝国及其法制沿革」などもある。なお、春畝公追頌会『伊藤博文伝』中巻(1940年)には、伊藤による日本政府顧問としての招聘交渉に対してシュタインが謝絶の回答をした書簡(訳)が含まれている。(同書、322-331ページ。)

2 シュタイン学説に関する主要研究文献

(特に教育行政に関するもの、または教育行政に言及せるものには下線を施した。)

- (1) 有賀長雄『国家学』牧野書房、1889(明治22)年。
- (2) 有賀長雄『行政学』牧野書房、1890(明治23)年。
- (3) 織田萬『教育行政及教育行政法』富山房、1916(大正5)年。
- (4) 福田徳三『社会政策と階級闘争』改造社、1922(大正11)年。
- (5) 蛭山政道『政治学の任務と対象』巖松堂、1925(大正14)年。

- (6) 加田哲二「社会学者としてのロレンツ・フォン・スタイン」三田哲学会編「哲学」3輯、丸善株式会社、1927年。
- (7) 加田哲二『近世社会学成立史』岩波書店、1928年。
- (8) 蠟山政道『行政学総論』日本評論社、1928年。
- (9) 蠟山政道『行政学総論』日本評論社、1936年。
- (10) 皇至道「シュタイン」『教育学辞典』2巻所収、岩波書店、1937年。
- (11) 天沢不二郎「ナチズムと労働行政——再認識されるロレンツ・フォン・シュタインの労働行政観——」『社会政策時報』211号所収、協調会、1938年。
- (12) 皇至道「教育行政学の根本問題——シュタインの教育行政学について——」広島文理科大学・広島高等師範学校精神科学会「精神科学」2巻所収、1940年。
- (13) 長浜政寿「行政学の現実的基盤(2)」京都帝国大学法学会「法学論叢」45巻6号所収、1941年。
- (14) 辻清明「ロレンツ・シュタインの行政学説(1)・(2)——行政学研究への一つの緒口として——」『国家学会雑誌』57巻10・12号所収、有斐閣、1943年。
- (15) 安藤堯雄『教育政策学総論』教育科学社、1949年。
- (16) 蠟山政道『行政学講義序論』日本評論社、1950年。
- (17) 安藤堯雄「ヨーロッパ教育社会学の発達」教育大学講座5『教育社会学』所収、金子書房、1950年。
- (18) 矢崎光圀「市民社会と自由の問題——ヘーゲルからシュタインまで——」『法律時報』22巻1・5号所収、日本評論社、1950年。
- (19) 長浜政寿「国家機能の分化と集中」『近代国家論』2部所収、弘文堂、1950(昭和25)年。
- (20) 皇至道「行政学の理念と教育行政——シュタイン行政学の研究——」広島大学教育学研究室「教育科学」8所収、理想社、1950年。
- (21) 皇至道「教育制度の発達段階——シュタインの教育制度史観——」広島大学教育学研究室「教育科学」10所収、柳原書店、1953年。
- (22) 吉富重夫『行政学』有信堂、1953年。
- (23) 阿閉吉男「ローレンツ・フォン・シュタイン」『代表的社会学者——ドイツ編——』所収、教育書林、1954年。
- (24) 宗像誠也『教育行政学序説』、有斐閣、1954年。
- (25) 石部元雄「シュタインの教育行政概念——社会理論を中心として——」日本教育学会編「教育学研究」23巻3号所収、1956年。
- (26) 皇至道『シュタイン』長田新監修『西洋教育史』所収、牧書店、1957年。
- (27) 秋元律郎『シュタイン』有斐閣、1959年。
- (28) 皇至道「シュタイン」稲富栄次郎監修『教育人名辞典』所収、理想社、1962年。
- (29) 辻清明『行政学概論』上巻、東京大学出版会、1966年。
- (30) 平原春好・神田修「戦前日本における教育行政法論の検討——教育行政の意義・性質・地方自治との関連などについて——」『東京大学教育学部紀要』9巻所収、1967年。
- (31) 神田修『明治憲法下の教育行政の研究——戦前日本の教育行政と「地方自治」——』福村

出版、1970年。

- (32) 皇至道『教育行政学原論』第一法規出版、1974年。
 - (33) 瀬尾盾夫「シュタインにおける陶冶と国家の理論——社会理論を核にして——」日本教育行政学会年報1『現代における教育と国家』所収、教育開発研究所、1975年。
 - (34) 国祐道広「シュタイン行政学への問題提起」日本教育行政学会年報1『現代における教育と国家』所収、教育開発研究所、1975年。
 - (35) 国祐道広「シュタイン行政学とその教育行政理論——職業陶冶論と社会民主主義の理念——」『日本教育経営学会紀要』17号、1975年。
 - (36) 国祐道広「シュタイン教育行政理論に関する研究——教育の概念と19世紀ドイツの教育構造を中心として——」『広島大学教育学部紀要』1部24巻、1975年。
 - (37) 手島孝「行政学と行政法学——ドイツの学説史をモデルに——」『行政の理論』（編集代表辻清明『行政学講座』1所収）東京大学出版会、1976年。
 - (38) 北岡甲子郎「『社会国家』の源流としてのL. v. Steinの「社会王政」の理論」『茨城大学人文学部紀要』9号、1976年。
 - (39) 田代直人「ドイツにおける教育行政理論——シュタインの教育行政学——」名和弘彦編『教育行政学』福村出版、1977年。
 - (40) 持田栄一『教育行政学序説——近代公教育批判——』『持田栄一著作集』6所収、明治図書、1979年。
 - (41) 早島英「ローレンツ・フォン・シュタインと明治憲法の制定」『関西学院大学商学論究』27巻、1980年。
 - (42) 清水伸『明治憲法制定史』上・中・下巻、原書房、1981年。
 - (43) 遠藤孝夫「L.v. シュタインの「社会的陶冶」と職業陶冶論」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室「研究集録」17号所収、1986年。
 - (44) 遠藤孝夫「L.v. シュタインの教育行政理論の歴史的背景と特質——1860年代オーストリアの自由主義的諸改革との関連からみた——」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室「研究集録」18号所収、1987年。
 - (45) 遠藤孝夫「L.v. シュタインの教育行政理論の特質とその歴史的背景——三月革命後オーストリアの公教育体制の歴史的展開に注目して——」日本教育学会編「教育学研究」55巻2号所収、1988年。
- (追記) これらシュタイン学説に関する研究諸文献のうち、特に下線を施した教育行政関係のものについては、いずれ機会を改めて個々に解説を加えたい。

3 シュタインの教育法・教育行政に及ぼした影響に関する主要研究文献

- (1) 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、1962年。第15章「伊藤博文の活動」において、シュタインへの言及にかなり多くの紙幅をあてている。たとえば、森有禮による学校種別ごとの法規制定の主張はシュタインの考え方に合致していることを指摘している。（本書、284ページ。）
- (2) 沖原豊『日本国憲法の教育規定に関する研究』風間書房、1968年。第2章の「明治憲法の

制定と教育」において、「スタイン氏憲法草按」をとりあげ、その教育規定を分析しているが、この草按が明治憲法起草の際に直接に参考にされた形跡はないとしている。(本書・166ページ)

- (3) 井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房、1969年。第4章「教育令の再改正と小学校令の制定」において、ドイツ教育制度の導入が企図されたこと、たとえばシュタインの説く教育法の個別的規定の立場は、学制や教育令の包括的規定を森有禮が小学校令以下の学校令に分けて個別的規定に改めたのに呼応すること、シュタインの小学校就学義務・教員養成の重視に対応して森が小学校令において就学義務を明示し、師範学校令を定めて教員養成に力を注いだこと(本書、523-524ページ)、などが指摘されている。また、補章2「憲法草案の教育権とドイツ漸進主義」において、シュタインの憲法草按の教育規定(国民の教育の自由と政府の教育監督権を含む。)や、かれの教育法における法律主義に呼応して、井上毅が憲法試草乙案に同様な教育規定を盛りこみ、かつ小学校令改正の際、その法律化を主張したこと、しかしいずれも採用されなかったこと、などを明らかにしている。(本書、820、826-833ページ)
- (4) 平原春好『日本教育行政研究序説——帝国憲法下における制度と法理——』東京大学出版会、1970年。本書では、第1章第3節「義務教育の行財政」のなかで、「明治19年、はじめて「小学校令」から「帝国大学令」に至る各種学校令を制定した森有禮は」人民教育法・職務教育法・一般教育法の三区分を主張する「シュタインの理論に学びあるいは影響されたものようである。」と指摘している。(本書、93ページ)
- (5) 稲田正次『明治憲法成立史』上・下巻、有斐閣、1970年。特に教育行政へのシュタインの影響についての記述があるわけではないが、その影響を考察する場合に必要な基礎的研究文献である。
- (6) 清水伸『明治憲法制定史』上・中・下巻、原書房、1981年。上掲稲田正次の著作の場合と同じ意味において重要な文献である。前掲目録2のシュタイン学説に関する主要研究文献も含めておいたが、本書には「世界的学者としてのシュタインの人物と学問」に関する章が設けられている。なお、上巻は同著者の戦前著作『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(岩波書店、1939年)に加筆したものである。

〈付録〉シュタインの主要著作

(教育行政への言及を含むものには下線を施した。)

- (1) Die Geschichte des dänischen Zivilprozesses und das heutigen Verfahren, Kiel, 1841.
- (2) Der Sozialismus und Kommunismus des heutigen Frankreichs, Ein Beitrag zur Zeitgeschichte, Leipzig, 1842.
- (3) Die Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage, 3 Bde., Leipzig, 1850.
- (4) System der Staatswissenschaft, Bd.1: System der Statistik, der Populationistik und der Volkswirtschaftslehre, Stuttgart und Tübingen, 1852.
- (5) System der Staatswissenschaft, Bd.2: Die Gesellschaftslehre, Der Begriff der Gesellschaft und die Lehre von den Gesellschaftsklassen, Stuttgart und Augsburg, 1856.

- (6) Lehrbuch der Volkswirtschaft, Wien, 1858.
- (7) Lehrbuch der Finanzwissenschaft, Leipzig, 1860.
- (8) Die Verwaltungslehre, 7 Teile, Stuttgart, 1865–1868.
 Teil 1. Die Lehre von der vollziehenden Gewalt, 1865.
 Teil 2. Die Lehre von der innern Verwaltung, 1866.
 Teil 3. Die innere Verwaltung: Das öffentliche Gesundheitswesen, 1867.
 Teil 4. Innere Verwaltungslehre: Das Polizeirecht, 1867.
 Teil 5. Innere Verwaltung: Das Bildungswesen, Teil 1. Das Elementar- und Berufsbildungswesen, 1868.
 Teil 6. Innere Verwaltungslehre: Das Bildungswesen, Teil 2. Die allgemeine Bildung und die Presse, 1868.
 Teil 7. Innere Verwaltungslehre: Die wirtschaftliche Verwaltung. (Volkswirtschaftspflege), 1868.
- (9) Die Verwaltungslehre, 8 Teile, 2 Aufl., Stuttgart, 1869–1884.
 Teil 1. Die vollziehende Gewalt. 2 Aufl. 3 Abt., 1869.
 Teil 2. Die Lehre von der innern Verwaltung, 1866.
 Teil 3. Das Gesundheitswesen, Erstes Hauptgebiet, zweiter Teil der inneren Verwaltungslehre, 2 Aufl., 1882.
 Teil 4. Innere Verwaltungslehre: Das Polizeirecht, 1867.
 Teil 5. Die innere Verwaltung: Das Bildungswesen, Teil 1, Das System und die Geschichte des Bildungswesens der alten Welt, 2 Aufl., 1883.
 Teil 6. Die innere Verwaltung: Das Bildungswesen, Teil 2, Bildungswesen des Mittelalters, Scholastik, Universitäten, Humanismus, 2 Aufl., 1883.
 Teil 7. Innere Verwaltungslehre: Die wirtschaftliche Verwaltung. (Volkswirtschaftspflege), 1868.
 Teil 8. Die innere Verwaltung: Das Bildungswesen, Teil 3, die Zeit bis zum neunzehnten Jahrhundert, 1884.
- (10) Handbuch der Verwaltungslehre und des Verwaltungsrechts, mit Vergleichung der Literatur und Gesetzgebung von Frankreich, England und Deutschland. Stuttgart. 1870.
- (11) Handbuch der Verwaltungslehre mit Vergleichung der Literatur und Gesetzgebung von Frankreich, England, Deutschland und Oesterreich, 2 Aufl., Stuttgart. 1876.
- (12) Handbuch der Verwaltungslehre, 3 Teile, 3 Aufl., Stuttgart, 1887–1888.
 Teil 1. Der Begriff der Verwaltung und das System der positiven Staatswissenschaften, 1887.
 Teil 2. Das Verwaltungssystem der persönlichen und des wirtschaftlichen Lebens, 1888.
 Teil 3. Die Verwaltung und das Gesellschaftlichen Leben, 1888.
- (13) Lehre von Heerwesen, als Teil der Staatswissenschaften, Stuttgart, 1872.
- (14) Lehrfreiheit, Wissenschaft und Kollegengeld, 1876.

- (15) Die Frau auf dem Gebiete der National-Ökonomie, nach einem Vortrag in der Lesehalle der deutschen Studenten, 1875.
- (16) Die frau auf dem sozialen Gebiete, Stuttgart, 1880.
- (17) Die staatswissenschaftliche und die landwirtschaftliche Bildung, Breslau, 1880.
- (18) Landwirtschaft in der Verwaltung und das Prinzip der Rechtsbildung des Grundbesitzes, Drei Vorträge, Wien, 1883.

Ⅲ. シュタイン学説の受容と研究動向の概観

「スタインと最も早く交通してゐた日本人は河島醇であろう。」「河島と渡辺は日本人中最も早くスタインを知れるものであり、伊藤博文のスタインに師事せるも河島の進言による」といわれる。(吉野作造『閑談の閑談』書物展望社、1933年、166ページ。)河島はすでにウィーン大学に留学し、親しくシュタインのもとで教えを受けた経験があり、加えて伊藤の憲法調査のための渡欧一行の随員でもあったが、帰国後やがて「帝国議会もおいおい近寄り、もしくは官制の改革等に就いては、憲法及び行政法の研究はますます必要と相成り候」との思案から、かれはかつて聴講したシュタインの講義内容を編集して、『憲法及び行政法要義』(前掲目録1の(10)、1889(明治22)年。)として刊行した。これには、後ほど触れる若干の教育規定を含む「スタイン氏憲法草按」が付されてあった。また、伊藤のウィーン滞在中、駐澳公使館員であった渡辺廉吉は、かれ自身すでに教えを受ける関係にあったシュタインの伊藤への講義を往々通訳したにとどまらず、帰国後は伊藤に選ばれて制度取調局御用掛兼務として憲法制定の大業に参画するなかで、シュタインの著書“Handbuch der Verwaltungslehre”(2版)を訳して『行政学』全3巻(前掲目録1の(5)、1887(明治20)年。)として刊行したこともあった。なお、この間には、シュタインの同書初版“Handbuch der Verwaltungslehre und des Verwaltungsrechts”からの抄訳である文部省訳『行政学教育編』(前掲目録1の(3)、1884(明治17)年。)も刊行され、文部省において「学務ノ参考」にされたらしいことが推測されている。

一方、伊藤博文は、滞欧中にグナイスト(Rudolf v. Gneist)、モッセ(Albert Mosse)、そしてシュタインに師事して憲法草定に活路を見だし、帰国してから、特に井上毅・伊東己代治・金子堅太郎、さらには渡辺廉吉らの補佐とロエスレル(Karl Friedrich Hermann Roesler)、モッセら外国人顧問の助言も得て、これを進めた。実際に伊藤によりどれほど参考にされたかは不明であるものの、上記の「スタイン氏憲法草按」があったし、またロエスレルの「日本帝国憲法草案」も井上毅の「憲法試草」甲・乙両案とともに伊藤に提出されていた。ここで、当時の憲法制定をめぐる経緯いかに深く立ちいるつもりはないが、一説によれば、シュタインへの伊藤の感銘が大きかっただけに、「スタイン起草の憲法の方は、ルスレルのに比してすこぶる我が現行憲法(筆者注——明治憲法)に近い。」ともいわれた。(吉野作造、前掲書、245ページ。)もっとも、シュタインは、グナイストより国家観において個人の自由な発展を重視した点で確かに「進歩的であったかと思われるが、恐らくこの進歩的だったことが障害となって、伊藤公もあまり近づかなかつたらしい。従って我憲法にもあまり彼の説は用いられなかった。」(今中次磨「スタイン氏講義筆記」解題)木村毅編輯代表『明治文化全集』1巻(憲政編)所収、日本評論社、1929年、29ページ。)ともいわれる。実際、明治憲法では、「枢密院のごと

きは責任を明らかにすることが出来ないから、置かない方がよい」とシュタインの言った、その枢密院の設置が定められたし（同書、29ページ）、また「スタイン氏憲法草按」にみられた、国民の学芸・教育自由権と政府の教育監督権の規定や教育法規の法律主義の規定が採用されなかったこと（井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房、前掲目録3の（3）、1969年、820、826-833ページ。）は、確かである。しかし、それはともあれ、伊藤の憲法調査のための滞欧中にかれの勧誘工作によりシュタインを政府顧問として招聘する内命さえ下っていたとされ、そこには明らかに伊藤のシュタインに対する熱烈な傾倒ぶりがうかがわれる。伊藤の帰国後、かれの熱心なすすめにより山県有朋・黒田清隆・海江田信義・谷干城・藤波言忠ら政府・政界の主要人物があいついでシュタインを訪れて教えを受けている。海江田信義へのシュタインの講義内容は、有賀長雄訳『須多因氏講義筆記』（前掲目録1の（11）、1889（明治22）年。）にまとめられている。

このように、1889（明治22）年における明治憲法の公布を前にして、オーストリーの碩学シュタインが日本人に対して大きく立ちはだかっていたといえる。しかしながら、「当時のシュタインは専門学者の研究の対象としてよりも、憲法制定に努力した伊藤博文をはじめとする、有力な政治家たちの指導者または政治顧問としての役割を演じているようである。そこでは、シュタインの学問の全貌があらわれないで、その行政学の一面、官房学的な行政学の面だけが紹介されている。」従って、「シュタインはその小乗的な一面において理解されていたようである。」（皇至道『シュタイン』長田新監修『西洋教育史』所収、牧書店、1957年、前掲目録2の（26）、142ページ。）今試みに、来述のような憲法制定という政治的関連を離れて、学問的立場でみれば、シュタイン自身の「日本帝国及び其法制ノ沿革」と題する一論文が、東京帝国大学法科大学関係者たちにより創刊された、早期の「国家学会雑誌」6・7号（前掲目録1の（6）、1887（明治20）年。）に取りあげられ翻訳掲載されたことは一応注目されるが、これを別にすれば、わずかに有賀長雄が、かつて留学生として親しくシュタインから学んだこともあって、主要にかれの国家学・行政学思想を摂取し、教育行政の領域を含めて、自らの『行政学』（前掲目録2の（2）、1890（明治23）年。）を構築しようと企図したにすぎない。それも、結局は国権主義的な明治憲法体制の限界内にとどまり、「シュタイン行政学が包含していた基本的認識——国家権力ないし行政と人民の権利との対抗限界関係のそれ——が欠落し」た、いわばその一面的受容に終わったとみられる。（平原春好・神田修「戦前日本における教育行政法論の検討——教育行政の意義・性質・地方自治との関連などについて——」『東京大学教育学部紀要』9号所収、前掲目録2の（30）、1967年、127ページ。）

周知のごとく、明治期にはいって外国法の摂取はフランス法・イギリス法のそれに始まったが、明治16年に東京大学法学部においてドイツ法の講義が正式に認められ（穂積重行「明治10年代におけるドイツ法学の受容」稲田正次編『明治国家形成過程の研究』所収、御茶の水書房、1966年、508、51-518ページ。）、やがて明治憲法制定にあたり、ドイツ帝国の国制にならって天皇制国家体制を確立しようとする為政者の切実な関心とからまって、ドイツ法が次第に主流を占めるにいたった。ドイツ法の導入に加藤弘之とともに重要な役割を担った穂積陣重によれば、外国法が受容されるには「三つの門戸あり、其一は学校にして其二は立法府其三は裁判所なり。」といている。そして、ドイツ法の受容に関しては、学校たる東京大学では、加藤による「ブルンチュリー」の『国法汎論』訳述を契機として、ドイツ法学研修を志す邦人留学生が増加する一方、ドイツ国よりラートゲン、ルドルフ、バイベルト、レーンホルムなどの諸氏があいついで招かれた。これに対して、「独逸法律思想の立法

府より本邦に入りし概況を云えば、伊藤公が命を奉じて憲法の取調を為すに当り、「スタイン」「グナイスト」其他の学者に諮詢することありたるは人の知る所なり。」としている。(穂積陣重「独逸法学の日本に及ぼせる影響」穂積重遠『穂積陣重遺文集』所収、岩波書店、第三冊、617-620ページ。)このように見れば、当時期の日本におけるシュタイン学説の受容は、天皇制立憲国家体制の確立過程において、ここにいう「立法府」の門戸からの、そして前言った政治指南的な意味での「小乗的」、またそのゆえに「官房学的」一面のみの受容に大方とどまったと確かにいえよう。

従って、明治憲法制定を経て日本独特の天皇制立憲国家体制が確立された後においては、シュタインへの関心は急速に減退した。強いてあげれば、大正初年に織田萬が『教育行政及教育行政法』(前掲目録2の(3)、1916(大正5)、4ページ。)において「シュタインノ著行政学 *Verwaltungslehre* 中ノ教育制度 *Bildungswesen* ニ関スル部分」に言及して、これを「教育制度全体ニ涉リテ科学的研究ヲ試ミタルモノ」と高く評価しているが、ここではかれの学説に取りくんで、その立場や内容を具体的に紹介・検討するまでにはいたっていない。

実際、シュタインの学説が再び大きく注目を浴びるようになったのは、大正から昭和初年にかけての時期においてである。その時期は、日本における社会的な自覚の胎動期であって、たとえば「社会学・国家学・経済学などの諸科学がアカデミックな研究対象としてとりあげられ、シュタインの包括していた諸科学は漸く学界の関心事となったのである。」(皇至道、前掲書、144ページ。)福田徳三は、『社会政策と階級闘争』(前掲目録2の(4)、1922(大正11)年。)において社会政策の立場からシュタインをとりあげ、国家と社会の区別を主張する、その社会理論をマルクス批判の観点から高く評価しているようである。また、先に触れたが、伊藤以下のわが国の先覚者たちがシュタインの小乗的な一面のみを体得したのに対して、「わが国ではシュタインの社会哲学のすぐれた一面は著者によって初めて理解され、大きく紹介された」ともいわれる。(皇至道、前掲書、123ページ。)加田哲二は、『近世社会学成立史』(前掲目録2の(7)、1928年。)において、ヘーゲルの社会観を背景としながら、「社会現象の現実的実証的観察方法」をうちたてた点で、マルクスとともにシュタインをドイツ社会学の建設者として位置づけている。(同書、205-206ページ。)ほぼ同じころ、嶺山政道は、『政治学の任務と対象』(前掲目録2の(5)、1925(大正14)年。)においてその国家概念に注目して、シュタインの学説を紹介している。そこでは、フランス社会主義経済学を輸入してドイツの「従来市民的資本家の秩序の弁護者であった国家経済学に対して新生面を開いた」かれの役割については、急進的革命家としてでなく、「保守的社会主義者」としてであったこと、そして現実の人間共同体において国家が各個人を統一にもたらし、社会が各個人を対立に赴かしめるが、これらの背馳する二者に対してはより高い人格性をもつ国家が統一に導くとする、かれの国家学説については、つまるところヘーゲルの理想主義哲学を継承して、同様に「国家と社会とを区別する経験的根拠に対して、再びその国家が社会を統一するという形而上学的理論」に陥っていること、などを政治学の立場から鋭く指摘している。

(同書、182-189ページ。)加えて、時期的には下るが、同著者の『行政学講義序論』(前掲目録2の(16)、1950年。)では、メルクル(A. Merkl)のシュタイン評を引用して、「警察国家を是認する役割をもった行政学の政治方向は法治国家の中にまで此處彼處に頭を突込んで来て、法治国家繁栄の第一期に於いてロレンツ・フォン・シュタインの手によってその最後に完成にまで齎らされた。対象の変化に於いてでなく、単なる警察学と云う名称の変更に於いて、行政学は警察国家より法治国家への推移を現示した」と言ったのは、聊かシュタイン『行政学』の内容的意義を無視した言であるが、行政法学へ

の過渡的地位を説いて妥当である。」(同書、25ページ。)と、若干の留保をおきながらも、相当にきびしい。確かに、蠟山における「その態度はきわめて批判的であって、シュタインの学説は政治学・行政学における古典的なものとして、過渡的な歴史的地位が与えられているにすぎない。」(皇至道、前掲書、144ページ。)といわれる。これは、現代におけるシュタイン学説の積極的意味を認めない立場であり、その後の長浜政寿・矢崎光圀・石部元雄(前掲目録2の(13)・(18)・(25))らがそうした考えに立っているようである。

これに対して、ほぼ昭和の第二次大戦期にはいつてからは、部分的ながら、若干状況が変ってくる。辻清明は、「ローレンツ・シュタインの行政学説(1)——行政学研究への一つの緒口として——」(前掲目録2の(14)10号、1943年。)において、「現代の行政を把握するために必要なシュタインの意義は、正にかれの歴史性の裡に求められるべきであり、その歴史性をその儘現代の理解にあてはめることではない。換言すれば、かれの行政学的意義は、かれが自己の時代にもちえた方法にあるのであり、その成果にあるわけではないのである。そして歴史的意義とは一般にかかるものを指称する。」(同書、31ページ。)と早くから指摘していた。その後、同著者は、『行政学概論』上巻(前掲目録2の(29)、1966年。)において、「絶対的な警察概念を、憲政と行政の二概念に分解することによって、官房学を批判した」シュタインは、同時に「行政に対する憲政の法形態における絶対的優位を説いた公法学に対しても、等しく批判者であった。そして、この点にこそ、シュタイン行政学が現代行政学に対して有している先駆的意義が存在する。」と主張して、明らかに上記蠟山の立場と鋭く対立している。さらに加えて、辻は「わが国では、憲法取調べのために、渡欧した伊藤博文が師事したという歴史的事実から、シュタイン行政学を官房学と同一視する傾向があるが、これは皮相な見解であり、むしろ現代行政学の真の先駆的地位を占めているとあってよい。」(同書34-36ページ。)とも述べている。なお、この間において、猪木正道は、『社会の概念と運動法則』(前掲目録1の(8)1949年。)の「訳者序」と「解説」において、シュタインの学説を簡潔に要約し、かつ批判的に検討するなかで、かれが共産主義運動の免れがたい誤謬と欠陥に対して鋭く批判したこと、加えていえば、階級死滅とともに国家も死滅するというマルクスの立場を非現実的であると、「シュタインが後述の如く現存国家の階級性を充分承認しながら、純粋なる国家理念を温存したところは、傾聴すべき真理が含まれていることを忘れてはならない。」(同書、241ページ。)と指摘したこと、これらの点も重要であろう。

ところで、シュタイン行政学においては、もちろん、時代の経過による限界はあるにしても、その漸進主義的・社会改革主義的性格から、現代においてなお示唆に富む教育行政学説が多分に豊かに宝蔵されているとみられるにもかかわらず、これまで久しく顧みられなかった。たとえば、宗像誠也は、『教育行政学序説』(前掲目録2の(24)、有斐閣、1954年。)において、前記蠟山政道の場合と大方向様に、シュタインの行政学を専制王制時代の官房学から立憲法治時代の行政法学への過渡にたち、「わが国の明治以後の性格にもっとも適合するもの」であったとみて(同書、33-34ページ。)、積極的にその研究の意義を認めていなかった。しかし、皇至道によるシュタイン教育行政学の研究が、これに先だってほぼ1940年代の頃から本格的に開始されているのも注目される。その成果は、教育学者の手に成る最初の体系的な研究として、皇至道により『シュタイン』(前掲目録2の(26)、牧書店、1957年。)と題して刊行されている。そこでは、結論的に、シュタインの『行政学』は、ヘーゲルの『法哲学綱要』の具体化であるというよりもルソーの『社会契約論』の具体化であり、これを教育史的に言えば、『社会契約論』の立場において、『エミール』的教育思想を摂取発展させたものであるとして

いる。(同書、103-111ページ。)本書において、このようにシュタインを教育史上に適切に位置づけようと試みたことは高く評価されよう。

その一方、1960年代にはいってからは、フーバー (Ernst Huber) をはじめとして、「西ドイツにおいて、シュタインの理論を福祉国家論 (ドイツでは社会国家 (Sozialstaat) の源流として積極的に再評価する動きが起こったことに言及しなければならない。確かに、「シュタイン・ルネサンス」と象徴的にいわれるこの再評価の過程で、社会国家理論のみならず、シュタインの教育理論も研究の対象となり、レーダー (Peter Roeder)、シュワープ (Martin Schwab)、そしてガッセン (Hermut Gassen) らにより注目すべき論文が発表されている。」ようである。(遠藤孝夫「L.v. シュタインの「社会的陶冶」概念と職業陶冶論」東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室「研究集録」17号所収、前掲目録2の(43)、1986年、2-3ページ。)日本についてみれば、上記のような近年の動向を反映してか、手島孝は、「行政学と行政法学——ドイツの学説史をモデルに——」(編集代表辻清明『行政学講座』1『行政の理論』前掲目録2の(37)、1976年。)において、こう言っている。「ここに、いわば“国家がその理念的使命を果たすための仕組なし機能”として憲政(社会→国家)と行政(国家→社会)の二元が立てられているのをわれわれは見るのであり、これらこそ一段高次の“国家と社会”の二元(既述)と並んで、シュタインの行政学全結構を支える柱であり、また彼を名実ともに“現代行政学の父”たらしめるゆえんにほかならない。」加えて、「シュタインに従えば、「憲政における国家意思の統一」は憲政プロパーの次元でだけではなく、その「より高次の統一」を「現実の多様性」の中に実現せねばならない。後半の任務は行政のそれであり、この意味で「行政は活動する憲政」である。」(同書、19ページ。)と。従って、手島においては、このように行政の機能・内容を重視したシュタインの行政学は、いわば現代における福祉的行政国家論の入口に立っていると把握されているように思われる。また、教育学の分野で、すでに早くから皇至道がシュタイン研究に取りくんできたのをはじめ、1960年前後から次第にシュタイン学説への関心が高まってくるが、これらは多分に同様な認識に立っていたものと推察される。なお、こうした一連の今日的な流れのなかで、持田栄一は、シュタイン学説をとらえ、その『教育行政学序説——近代公教育批判——』(前掲目録2の(40)、1979年、81ページ。)において、「シュタインの教育行政論の立場を称して「国権主義」の立場と呼んでいるが、それは「国権主義」という呼称から連想される保守主義よりも、いわゆる福祉国家行政論の先駆的なものを見いだすことができる。」「彼の所論が現代教育行政論の端緒といわれるゆえんである。」として、積極的に評価しているのである。

なお、冒頭に断っておいたように、シュタインの特に教育行政学説に焦点をあてた主要研究文献の個別的検討および全体的概観は、機会を改めて、これを行いたい。